

必要な書類・持ち物チェックリスト (「必須」以外は、全部揃わなくても結構です。)

↓ 「人」は人身分野で必要になるもの、「物」は物損分野で必要になるものです

必須 人・物	法律相談票(交通事故) ・ 事故発生状況報告書 法律相談票及び事故発生状況報告書の作成は、以下のいずれかの手順でお願いさせていただいています。詳しくは、電話での相談受付時にもご案内させていただきますのでご安心ください。 ①ご来所日当日に記入していただく ②事前に当事務所から郵送、もしくはHPから書式をダウンロードの上、必要事項を記入していただき<u>当日ご持参いただく</u> ③事前に当事務所から郵送、もしくはHPから書式をダウンロードの上、必要事項を記入していただき当事務所まで郵送もしくはFAXでお送りいただく
人・物	あなたの身元確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)
人・物	認め印 ※シャチハタ不可 ※※未成年の方が当事者の事故について委任をいただく場合は、原則として親権者様全員の認め印が必要となります。
人・物	弁護士費用特約の会社から届いている書類一式 ※担当者の情報等を確認させていただきます
人・物	相手方保険会社から届いている書類一式 ※担当者の情報等を確認させていただく他、見解や提示内容等も併せて確認させていただきます
人・物	相手方の住所・氏名が記載された書類(メモでも可)
人・物	事故発生時の写真・ドライブレコーダーの映像など
人・物	事故に関連し立て替えている費用の領収証
人	後遺障害等級認定票(後遺障害の請求を行っている場合) ※非該当の場合もお持ちください
人	休業損害証明書(作成している場合)
人	事故前年の源泉徴収票、確定申告書
物	車検証の写し
物	修理の見積書・時価額の費用などが分かるもの